

今年は  
「国際

「國際生物多樣性年」



いよいよCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)開催の年が明けました。

国際連合(国連)では、ある事項に対しても特に力を入れて問題解決を図ることを全世界の団体・個人に呼びかけるため、「国際〇〇年」を総会で定めています。2010年は、「現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という生物多様性条約の目標年という節目に当たり、この年を「国際生物多様性年」とすることが、2006年12月の国連総会で宣言されました。この意義ある年のメイン行事が、10月にここ愛知・名古屋で開催されるCOP10なのです。

# 20歳になつたら… 国民年金

## 加入の手続き

- 第2号被保険者

  - ・ サラリーマン、OLなど(厚生年金や共済組合の加入者)
  - ・ 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

学生納付特例制度

20歳になる日の前月中旬に中村社会保険事務所から勧奨用の書類が送付されますので、必要事項を記入し押印のうえ返送してください。

後日、年金手帳と納付書が送付されますので、保険料の納付を忘れずにお願いします。

親の負担が過大過ぎないよう、学生さん本人の前年所得金額が68万円以下であるときは、保険料納付を猶予される制度があります。

年金手帳は「一人に一手帳」です。20歳で国民年金に加入して受け取った年金手帳は、生涯にわたり使用されるものですから、大切に保管してください。

## 保険料の免除 (納付猶予) 制度

第1号被保険者で、低所得、長期療養、災害などの理由でどうしても保険料を納められない場合は、早めに住民課窓口でご相談ください。保険料の納付が免除(納付猶予)される制度があります。

一人に一手帳

- 年金手帳は「一人に一手帳」です。20歳で国民年金に加入して受け取った年金手帳は一生涯にわたり使用されるものですから、大切に保管してください。

なお、厚生年金や共済年金に加入するときは、就職先の事業主に提出してください。

また、会社を退職した場合は、住民課で「第2号被保険者」から「第1号被保険者」へ変更する手続きをしてください。

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(学生以外の20歳台)の方が将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

## 若年者納付猶予制度

## 保険料

● 第11号機「保険者」

- 社会保険庁が発行する納付書で、金融機関やコンビニなどで納める方法と、預金口座から自動的に納付できる日座振替の方法があります。

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層(学生以外の20歳台)の方が将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

## 被保険者は3種類

- 第1号被保険者

● 20歳以上の学生  
● 20歳以上60歳未満の農業者  
● 自営業者、フリーターなど

県環境部 環境政策課  
（愛知県）環境政策  
http://www.pref.aichi.jp/0000017686.html

ーン行事が、10月にここ愛知・名古屋で開催されるCOP10なのです。

第1号被保険者

- 定額保険料(加入者二  
月額 14660円  
● 付加保険料(希望者)  
月額 400円

卷之三

問い合わせ先

http://www.pref.aic

<http://www.mpi-inf.mpg.de/~krauth/0000017686.html>